

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2012年度第3回中国日本商会IPG会合／JETRO知財セミナー開催のご案内

2012年度第3回中国日本商会IPG会合／JETRO知財セミナーを以下のとおり開始致します。第1部は中国IPG会員のみが参加し、中国日本商会IPG（北京IPG）運営に関わる連絡や中国日本商会IPG各WG活動の情報共有を図ります。第2部は中国IPG会員に限らず皆様にご参加いただき、知財に関わるセミナーを開催します。

今回は、聯徳法律事務所の蔣洪義弁護士より「専利無効紛争処理の現状、問題点および事例をベースとする対策アドバイス」、上海リーグ法律事務所の殷偉弁護士より「大学との共同研究に関する留意点」について、それぞれご講演をいただく予定です。

参加を希望される方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、9月21日（金）までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2012年9月25日（火）

13：00-14：30 中国日本商会IPG全体会合〔会員限定〕中国IPG会員のみ参加可

15：00-17：30 JETRO知財セミナー〔公開〕

受付：中国IPG会員の方 12：30から

中国IPG会員以外の方 14：30から

場所：北京万豪酒店（Marriott Beijing City Wall）2階 Executive Ballroom A
北京市東城区建国門南大街7号 Tel：010-5811-8661

主催：日本貿易振興機構、中国日本商会IPG

内容：

第1部 中国日本商会IPG（北京IPG）全体会合

- ・ 幹事会・戦略委員会活動紹介
- ・ IPG各WG、中国人実務者研修会活動紹介など

第2部 JETRO知財セミナー（同時通訳）

- ・ 「専利無効紛争処理の現状、問題点および事例をベースとする対策アドバイス」

聯徳法律事務所 蔣洪義 弁護士

- ・ 「大学との共同研究に関する留意点」

上海リーグ法律事務所 殷偉 弁護士

定員：80名

参加費：無料

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jetro-pkip.org/>

2. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地でのR&D活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月2回、第2・第4水曜日、14：00～17：00の時間内にて原則1時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路8号 亮馬橋大厦写字楼2座19階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailにてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

JETRO北京事務所知的財産権部

E-Mail：post@jetro-pkip.org

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 青島市知識産権局、法執行対象物の管理規定を發布(国家知識産権網 2012年8月2日)
2. 広西自治区の「専利条例」が採択、9月1日より施行(国家知識産権網 2012年7月27日)
3. 「山東省専利保護条例」改正へ、意見募集シンポジウムを開催(国家知識産権網 2012年8月5日)
4. 専利法改正案が公開、来月10日までに意見募集(国家知識産権網 2012年8月10日)
5. 知財分野における独占禁止法執行のガイドライン、正式発布は時期未定(国家知識産権網 2012年8月16日)
6. 行政復議の範囲拡大へ、9月1日から改正法スタート(国家知識産権網 2012年8月20日)
7. 専利法改正を巡るシンポジウムが湖南省で開催(国家知識産権網 2012年8月22日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局とブラジル産業財産庁、協力覚書を締結(国家知識産権網 2012年8月1日)
2. 全国専利代理電子管理システムが正式運用開始へ、9月に(国家知識産権網 2012年8月5日)
3. 発展改革委：国の専門プロジェクト申請には自主的知財が要件(国家知識産権網 2012年8月6日)
4. 海峡兩岸で2つの新協定締結、知財に係わる内容が盛り込まれる(国家知識産権網 2012年8月18日)
5. 農村経済発展の「十二五計画」発表、知的財産権強調(国家知識産権網 2012年8月16日)

○ 地方政府の動き

1. 石家庄市知財局、行政処罰の自由裁量権に関する規定を作成(国家知識産権網 2012年8月1日)

2. 広州市、サービス・アウトソーシングに係わる知財活動を強化(国家知識産権網 2012年8月9日)
3. インターネット海賊版を通報した市民に通報金、深セン市(中国保護知識産権網 2012年8月16日)
4. 中国銀行が広州市で科技支店を設立、技術系企業に融資支援(国家知識産権網 2012年8月15日)

○ 司法関連の動き

1. 広州市裁判所、知的財産権「三審合一」を全面推進(国家知識産権網 2012年7月27日)
2. 北京知財保護支援センター、司法調停委託のマッチング会開催(国家知識産権網 2012年8月2日)
3. 最高検、知的財産権侵害摘発の特別行動のさらなる強化で通達(国家知識産権戦略網 2012年8月8日)

○ 統計関連

1. 上半期の3種類権利出願は江蘇省が最多、浙江2位広東3位(国家知識産権網 2012年8月2日)
2. 国防専利出願、年平均成長率が30%、半数以上が物理・電気学(国家知識産権網 2012年8月2日)
3. 上半期の企業特許出願ランキング、華為と中興がトップ維持(国家知識産権網 2012年8月8日)
4. 出願の代理率下降、業界能力の不足が発展を制限するボトルネックに(国家知識産権網 2012年8月20日)
5. 「863計画」実施25年間で特許など1万5000件取得(国家知識産権網 2012年8月23日)
6. 国内権利者による商標の国際登録出願が1万3000件超、世界7位(国家知識産権網 2012年8月26日)

○ その他知財関連

1. 上海で先端製造業の特許技術プロモーションを開催(国家知識産権網 2012年8月3日)
2. 今年上半期、自動車輸出に国内ブランドが初めて8割以上を占める(国家知識産権網 2012年8月26日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 青島市知識産権局、法執行対象物の管理規定を発布★★★

青島市知識産権局はこのほど、特許や実用新案、意匠などに係る法執行の対象物に関する管理規定、「青島市知識産権局関係部署の専利行政法執行対象物の管理弁法」を正式に発布した。

同「弁法」は12箇条からなる。専利の行政法執行の対象物に関して、対象物の種類、移管手続、管理・処分の原則などについて規定するもので、青島市知識産権局と下部の知的財産権管理部門が専利関連の行政法執行を行う時の準則となっている。専利行政法執行の対象物に対する科学的で規範的な管理・処分の実現、専利行政法執行業務の展開促進につながることが期待されている。(国家知識産権網 2012年8月2日)

★★★2. 広西自治区の「専利条例」が採択、9月1日より施行★★★

「広西チワン族自治区専利条例」は7月26日、自治区の第十一期人民代表大会常務委員会の第29回会議で採択された。9月1日より施行される。

新「条例」は現行の「専利保護条例」に比べて、専利(特許、実用新案、意匠を含む)の促進と管理に重点が置かれるようになった。創造を奨励・推進する内容が新規追加され、自治区政府と関連部門に補助、報奨制度を確立するよう求める内容が盛り込まれている。

また、「条例」は専利をめぐる早期警報体制の確立・整備を求め、専利管理当局による権利侵害の認定・処理の詳細な方法、専利詐称行為に対する処罰、展示会主催者の法的責任、専利標識をつける商品に関する市場管理者の責任などについての規定を導入した。(国家知識産権網 2012年7月27日)

★★★3. 「山東省専利保護条例」改正へ、意見募集シンポジウムを開催★★★

「山東省専利保護条例」の改正作業について意見を募集するシンポジウムが8月2日、済南市で開催された。省人民代表大会法律活動委員会、省政府法制弁公室、社会科学院法学研究所の関係責任者と省知識産権局の張春利副局長が出席した。

会議で「山東省専利保護条例」の改正に関する立法前審査と改正の進捗状況などが説明された。知的財産権の行政管理当局の責任者と企業の知的財産権担当者20数名は、実務上の課題と改正案の重要内容などについて議論を交わし、行政法執行や専利権保護、補助・報奨制度などに関して多くの提案を行った。また、出席者らは、「条例」の改正は山東省の専利保護活動の強化、発明創造の奨励、自主的イノベーション能力の向上につながるだろうとの認識も示した。(国家知識産権網 2012年8月5日)

★★★4. 専利法改正案が公開、来月10日までに意見募集★★★

国務院の2012年度の立法活動計画に基づき、国家知識産権局が「中華人民共和國専利法改正草案(意見募集稿)」を作成した。各界の意見を幅広く取り入れるために、同局は8月9日、改正案と改正作業についての説明を公式サイトで発表し、一般向け意見募集を始めた。

改正案に関するコメントは9月10日までに、以下の方法で国家知識産権局に提出することができる。

▽電子メール：tiaofasi@sipo.gov.cn

▽ファクス：010-62086550

▽郵送：北京市海澱区西土城路6号、国家知識産権局条法司条法三処。郵便番号100088。(国家知識産権網 2012年8月10日)

★★★5. 知財分野における独占禁止法執行のガイドライン、正式発布は時期未定★★★

国家工商行政管理総局が起草作業を担当する「知的財産権分野の独占禁止に関する法執行のガイドライン」はこのほど、第5稿が完成された。13日に杭州市で開かれた「独占禁止法の実施最前線の課題に関する国際シンポジウム」でわかった。一方、国家工商行政管理総局の反独占・不正競争執法局の楊潔局長は、国内の典型事例が不足し、この問題に対する諸関連部門の理解も一致に至らず、「ガイドライン」正式発布の時期について慎重に考慮していくとの認識を示した。

工商総局が2010年に10の省(直轄市)で調査研究を行った結果、企業による知的財産権乱用の事例は一つもなかった。「恐らく問題に遭った企業が問題だと認識してなかった。解決ルートがない訳ではない。」と楊局長が語り、国内企業の知的財産権問題に対する意識、能力の欠乏を指摘した。また、楊局長によると、工商総局が調べたこれまでの独占関連事件のうち、市場画定や価格協定などの事件がほとんどで、知的財産権乱用の実例がなかった。今回作成した第5稿について楊局長は「さらに修訂する可能性も大きい」と話している。

工商総局は2009年に「ガイドライン」の起草作業を発足した。シンポジウムや意見募集会を開催し、企業と業界協会の意見を取り入れた第5稿には知的財産権乱用と独占行為の定義、知的財産権関連の商品市場の確定などの内容が盛り込まれている。(国家知識産権網 2012年8月16日)

★★★6. 行政復議の範囲拡大へ、9月1日から改正法スタート★★★

改正後の「国家知識産権局行政復議規程」(以下、「規定」という)は9月1日より施行されることが先日、国家知識産権局より明らかにした。

国家知識産権局条法司の担当者によれば、現行「規程」の32箇条と比べ、改正法では3箇条を新規追加し、合計35箇条となった。

行政復議において、国家知識産権局の具体的な業務と職責について規定した改正法の第3条では、従来の5項目を9項目に増やし、▽併せて請求される行政賠償の処理、▽行政復議決定の履行への督促、▽行政復議、行政応訴事件の統計及び重大な行政復議決定の届出、▽実施中の問題点を関連部門に報告、提案すること——の四つが新しい職責として追加された。

行政復議の範囲を規定してある第4条では、無効審判不服案件など、国家知識産権局専利復審委員会（審判部）の審判決定に対する不服を行政復議の対象にするなど、範囲の拡大を明確にした。

紹介によれば、本規程の改正は2007年施行された「行政復議法実施条例」及び、第3回改正「特許法」と「特許法実施細則」の関連規定との系統化を図るため、国家知識産権局が行ったものである。

国家知識産権局が2011年12月に「規程（改正案）」の意見募集を実施したことがあり、今回の改正法はパブリックコメントを踏まえてさらに修正を加えたものだという。（国家知識産権網 2012年8月20日）

★★★7. 専利法改正を巡るシンポジウムが湖南省で開催★★★

國務院法制弁公室、国家知識産権局の関係担当者からなる調査研究グループがこのほど、湖南省を訪れ、専利法の改正でシンポジウムを開催した。湖南省知識産権局の陳仲伯局長を初め、関連の管理当局と企業からの代表40数名が会議に出席した。

シンポジウムで参会者たちにより現行専利法の関連規定について討議が交された。企業からの代表はそれぞれ、実務上で直面する課題をふまえて、専利法の改正について提案を行った。

国家知識産権局の責任者は、▽中国の国情をはっきりと認識し、専利保護の総体状況を把握すること、▽専利法の改正作業に積極的に参与し、意見やアドバイスを提出すること、▽各地方の関係当局が専利を巡る法執行を高く重視し、職責を履行すること——などの期待を示した。

調査研究グループはまた、三一重工などの企業に足を運び、専利関連活動で企業の直面する課題について理解を深め、専門家や企業の実務者と幅広く意見交換を行った。（国家知識産権網 2012年8月22日）

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局とブラジル産業財産庁、協力覚書を締結★★★

国家知識産権局（SIPO）の田力普局長は8月1日、北京を訪問中のブラジル産業財産庁（INPI）のアピラ長官と会見した。双方は会議後、「中国国家知識産権局とブラジル産業財産庁による協力覚書」を締結した。

田局長は会見の席上で、中国の知的財産権戦略の作成・実施の状況と国家知識産権局の特許出願・登録、審査官研修、特許審査協作センターなどの分野における進捗状況を説明した。また、国家知識産権局はブラジル産業財産庁との協力関係を高く重視し、多くの分野で協力を深めていきたいとの考えを示した。

両長官は協力覚書の内容について意見を交換し、さらにBRICs（ブリックス）国家間の知的財産権協力などについて討議を交わした。

「中国国家知識産権局とブラジル産業財産庁による協力覚書」は双方が初めて締結した協力協定で、ハイレベル交流、審査官交流、特許文献交換、遺伝子資源協力などに関する内容が盛り込まれており、双方の更なる協力強化につながるものと見られている。（国家知識産権網 2012年8月1日）

★★★2. 全国専利代理電子管理システムが正式運用開始へ、9月に★★★

全国の代理機構や専利代理人（弁理士）に対するオンライン管理を実現する全国専利代理電子管理システムは9月に正式に運用開始されることになった。2012年度の専利代理機構と弁理士の年間審査が同システムを利用して行われる予定。関連の確認・テスト作業は現在、全国で進められているという。

国家知識産権局の関係責任者によると、専利代理の電子管理システムは国家知識産権局と各地方の知識産権局、中華全国専利代理人協会、専利代理機構、弁理士の間における情報化管理のネ

ットワークとして、高効率と簡便な管理の実現が期待される。同システムは専利代理機構に対する登録認可、年間審査、および弁理士に対する管理を電子化し、代理機構の設立、法律事務所による専利代理業務の申請などの手続きを行うことができる。

政務電子化、オフィスオートメーション、知的財産権管理情報化を狙い開発されたこのシステムは、紙書類の低効率という問題の解決に寄与するほか、国家知識産権局と各地方の関連当局との情報交流の強化、管理効率の向上に重要な意義があるとみられている。(国家知識産権網 2012年8月5日)

★★★3. 発展改革委：国の専門プロジェクト申請には自主的知財が要件★★★

国家発展改革委員会は8月1日、「情報化分野におけるイノベーション・キャパシティビルディングの専門プロジェクトの申請に関する通達」を出し、情報化分野のイノベーション・キャパシティビルディングの専門プロジェクトを申請するには、自主的知的財産権を有しなければならないと明らかにした。

発展改革委員会の責任者によると、情報化イノベーション・キャパシティ・ビルディング専門プロジェクトは、情報技術の応用と情報セキュリティなどに係る課題の解決に重点を置き、多くのコア技術の研究開発や知的財産権の保有を実現することで、立ち遅れている情報化分野のイノベーション能力の向上、経済構造のモデル転換や調和の取れた社会の発展を目指すものである。

同プロジェクトの対象分野は電子商取引技術、電子政務シミュレーター、電子政務クラウドコンピューティング技術、ネットワークセキュリティ・緊急対策などが含まれる。プロジェクトを申請する者には、知的財産権の取得を目標に関連の研究開発活動を推進することが求められている。(国家知識産権網 2012年8月6日)

★★★4. 海峡兩岸で2つの新協定締結、知財に係わる内容が盛り込まれる★★★

海峡兩岸の経済・貿易の交流、発展を推進し、双方の投資者の権益保護、公平な投資環境の構築を促進するのを狙い、2010年に締結された「海峡兩岸経済協力枠組み協定」と「海峡兩岸知的財産権保護協力協定」に基づき、大陸部と台湾が8月9日、「海峡兩岸投資保護と促進協定」と「海峡兩岸税関協力協定」を締結した。

2つの新しい協定にはいずれも、知的財産権に係わる内容が盛り込まれている。「海峡兩岸投資保護と促進協定」の第1条は「知的財産権、企業名称、商号、のれん」も投資の「範囲」に含まれるとし、第10条は「移転」について、投資収益に含めた知的財産権関連費用も移転の対象であると明らかにした。「海峡兩岸税関協力協定」の第3章には▽税関関連規定の相互報告、▽価値の評定、商品の分類、原産地の確認などに関する証明書類、公文書などの交換と関連情報の提供——などの内容が取り込まれている。

大陸部と台湾間の貿易額は2011年に1600億米ドルに上っている。今年6月までに、台湾の大陸部における投資は580億米ドルを超えている。一方、ここ3年間に台湾に進出した大陸部企業が126社で、投資額が3億米ドルに達している。(国家知識産権網 2012年8月18日)

★★★5. 農村経済発展の「十二五計画」発表、知的財産権強調★★★

国家発展改革委員会は8月7日に正式に発表した「全国農村経済発展『十二五』(2011~2015年)計画」では、農業分野の知的財産権の創造・運用、保護の度合いの強化、技術市場の秩序擁護が特に強調された。

国家発展改革委員会の関係責任者によると、国内では現代農業への転換が加速する中、農村経済の発展を制限する資源、環境の面の課題が深刻化になるほか、コア技術の把握、技術成果の応用・普及の促進が迫られている。「知的財産権で農村経済の発展をサポートし、農業・農村の持続可能な発展の能力を向上させなければならない」と同責任者が指摘している。

農村経済発展「十二五計画」には、食糧分野の新品種の研究・普及、育種に係る理論、技術の研究、産学研一体の種子業界の体制確立、育種拠点の整備などに関する内容が盛り込まれている。また、農産品に係る登録商標、地理的表示の保護を強化し、先端技術の研究を急ぎ、重要技術で知的財産権を取得することなどが求められた。(国家知識産権網 2012年8月16日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 石家庄市知財局、行政処罰の自由裁量権に関する規定を作成★★★

河北省石家庄市の知識産権局はこのほど、行政処罰の自由裁量権に関する詳細な執行基準を作成し、発布した。

同「基準」は専利（特許、実用新案、意匠を含む）詐称行為をめぐる違法事件を、情状の深刻さに基づき、軽微、比較的軽い、一般、深刻の四つに分け、それぞれ四つのレベルの行政処罰の自由裁量権を適用する。

「基準」の実施により、行政処罰の恣意的運用の防止・減少につながり、専利をめぐる行政処罰の公平性、公正性を促すことが期待される。（国家知識産権網2012年8月1日）

★★★2. 広州市、サービス・アウトソーシングに係わる知財活動を強化★★★

広州市知識産権局、対外経済貿易局、工商局、文化放送新聞局、質量監督局はこのほど、「サービス・アウトソーシングに係わる知的財産権活動の強化に関する意見」を共同発布した。

「意見」はサービス・アウトソーシングに係わる知的財産権活動の重要性を強調し、▽サービス・アウトソーシングと知的財産権との融合、▽サービス・アウトソーシング戦略の実施、▽サービス・アウトソーシングに係わる知的財産権活動の管理体制の整備と管理の強化、▽サービス・アウトソーシング企業の知的財産権制度の整備、▽サービス・アウトソーシングに係わる知的財産権の保護強化、▽サービス・アウトソーシングに係わる知的財産権活動のPR、人材育成、国際交流の強化——などの内容を取り込んだ。

広州市のサービス・アウトソーシング産業の発展に相応しい環境の整備、関連企業のイノベーション能力向上、産業の持続的可能な発展などを促進する上、同「意見」が重要な意義があるとみられている。（国家知識産権網2012年8月9日）

★★★3. インターネット海賊版を通報した市民に通報金、深セン市★★★

広東省深セン市は今年10月31日までに、インターネット上の権利侵害・海賊版を摘発する「剣網行動」を実施することになった。ネット上の海賊版などを通報した市民には多額な通報金が用意されており、最高1万円の賞金が支払われるという。深セン市市場監督管理局の関係者が明らかにした。

同関係者によると、通報奨励対象は、▽音楽、動画、文学、オンラインゲーム、アニメーション、ソフトウェアなどを無断配信するウェブサイト、▽図書、録画録音、ソフトウェアなどの海賊版を販売する電子商取引ウェブサイト、▽携帯電話を通じて海賊版を配信するもの、▽国外におかれたサーバーを利用して国内向けのウェブサイトを経営し、海賊版活動を行うもの、▽国内ウェブサイトでは会員制度を利用して海賊版活動を行うもの、▽権利侵害・海賊版活動を行う不法のウェブサイト——となっており、摘発につながった情報提供者にはさらに高額な報奨金をも支払うという。（中国保護知識産権網2012年8月16日）

★★★4. 中国銀行が広州市で科技支店を設立、技術系企業に融資支援★★★

広州市初の「科技銀行」、中国銀行広州番禺天安科技支店は8月13日、開業式を開催した。広州市の番禺省エネ科技パークに設立された同支店は、800社以上の入居企業に総計300億元の融資枠を提供する予定。広州市科技・情報化局と中国銀行広東省支店は式典において、「科学技術と金融の結合に関する戦略協力協定」を締結し、今後より多くの新しい融資商品の開発に取り組むことで合意した。

広州市は昨年より、國務院の科学技術部に「科技と金融の結合促進に関するイノベーション活動のパイロット都市」に指定されている。このチャンスを生かし、広州市は2011から2015年までの第12期五カ年計画期間において財政投入のあり方を刷新し、技術資源と金融資源を結びつける新体制を模索する方針を固めた。

新たに設立された中国銀行の科技支店は、技術系企業の資金繰りを支援し、総計300億元の融資枠を用意している。企業は専利権を含めた知的財産権を担保にして貸付を利用することができるという。(国家知識産権網2012年8月15日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 広州市裁判所、知的財産権「三審合一」を全面推進★★★

最高人民法院（最高裁）の認可を受け、広州市中級人民法院（人民法院＝裁判所）は知的財産権事件の管轄権を有する管内の各裁判所で、知的財産権をめぐる民事、刑事、行政事件を一つの部門に統合させる「三審合一」制度を全面的に導入する方針を固めた。

広州市の各裁判所で2009年から2011年までに知的財産権民事事件9908件を受理し、9138件を結審した。年間受理件数は、2009年に2155件、2010年に2851件、2011年に4902件と、急速に増加している。また、各裁判所で刑事事件280件、行政事件4件を受理した。

件数が急増するなか、複雑な事件と新型事件も増加の一途をたどっている。こうした背景に、広州市中級人民法院は裁判所間の連動体制、行政管理当局との連携、調停制度の活用、裁判の効率・透明度の向上に取り組むとともに、下部裁判所での知的財産権事件管轄権の付与、裁判業務の充実に努めてきた。知的財産権事件をめぐる「三審合一」制度の普及を推し進めるために、同裁判所では実施プランを作成中で、まもなく本格的に展開することになっている。(国家知識産権網2012年7月27日)

★★★2. 北京知財保護支援センター、司法調停委託のマッチング会開催★★★

北京市知的財産権保護支援センターはこのほど、市高級人民法院（裁判所）、知識産権局、第一中級人民法院、第二中級人民法院、一部裁判所の知的財産権法廷の責任者が参加する「知的財産権紛争の司法調停委託活動に関するマッチング会」を開催した。

市知的財産権保護支援センターの責任者は会議の席上で、司法調停委託活動が展開して1年来の進捗状況と直面する課題を説明するとともに、業務フローの改善や紛争調停活動室の設立、業界協会への指導強化などを含めた次段階の活動構想を提案した。各裁判所の知的財産権担当の責任者らは、裁判の実務を踏まえて、司法調停委託業務についてそれぞれの意見やアドバイスを提出し、裁判のあり方の刷新、裁判業務への支援、裁判の専門性の確保に寄与する調停業務の重要性を強調するうえ、業界協会の更なる参加を呼びかけ、業務フォローの改善で規範化、実行性を確保しなければならないと指摘した。双方はまた、連絡の一層強化に合意し、それぞれの連絡担当者を指定した。

北京市の高級人民法院と知識産権局は昨年7月、「知的財産権紛争をめぐる調停委託に関する協力協定」を締結し、首都としての特色を有する、訴訟・非訟事件をうまくドッキングさせる活動メカニズムを模索することで合意した。

北京市知的財産権保護支援センターでは今後、市内の各裁判所の依頼を受け、業界協会による調停活動への指導を強化し、調停メカニズムの更なる改善に取り組むことにしている。(国家知識産権網 2012年8月2日)

★★★3. 最高検、知的財産権侵害摘発の特別行動のさらなる強化で通達★★★

最高人民検察院（最高裁）はこのほど、各検察機関と検察官に対し、知的財産権侵害と模倣品製造販売を摘発する特別行動をさらに推進し、行政法執行と刑事司法との関係に一層取り組むよう求める通達を出した。

全国の各検察機関は近年、知的財産権侵害行為の摘発に力を入れてきた。特に知的財産権侵害と模倣品製造販売を摘発する特別行動において、各検察機関は知的財産権侵害の容疑者6870人を提訴し、公平で秩序ある市場環境の維持に大きく貢献した。(国家知識産権戦略網 2012年8月8日)

○ 統計関連

★★★1. 上半期の3種類権利出願は江蘇省が最多、浙江2位広東3位★★★

今年1から6月の特許、実用新案、意匠を含む3種類権利の出願件数ランキングで、江蘇省が20万件で国内各地域の中でトップに立ち、浙江省が11万8千件で2位、広東省が9万6千件で3位だった。4位から10位はそれぞれ、山東省、上海市、北京市、安徽省、四川省、福建省、湖北省となっている。登録件数では江蘇省も9万6千件で1位となり、2位から10位はそれぞれ、浙江省、広東省、山東省、北京市、上海市、四川省、安徽省、河南省、福建省だった。

江蘇、浙江、上海の3地域で合わせて、出願件数が35万7千件、登録件数が19万件で、いずれも全国の3分の一を上回っている。人口も産業も集中し経済発展が大きく進んだ同地域ではイノベーション体制の構築と整備、地域内の協力拡大、国際技術提携の強化も進んでいる。特に浙江省は今年上半期に広東省を抜き、出願件数も登録件数も全国2位となっている。

東部地区が飛躍的に発展している中、中西部も国の優遇政策に恵まれ、大きな進歩を遂げている。安徽省と四川省は引き続き、出願と登録のトップ10を維持したほか、河南省は1万2千件の登録件数で福建省を抜き、9位になった。

上半期に各地域の出願も登録も大幅に増加したことについて、上海知的財産権研究所の袁真富副所長は、▽経済モデル転換を迎えている企業は特許の重要性をますます認識したことと、▽国の知的財産権戦略に合わせて各地域でさまざまな支援策が打ち出されていること——によるものだと分析している。

一方、経済の急成長する中に特許の数量を理性的に捉え、特許強国になるためには企業や研究機構のイノベーション力を絶えず向上させなければならないとも指摘されている。(国家知識産権網 2012年8月2日)

★★★2. 国防特許出願、年平均成長率が30%、半数以上が物理・電気学★★★

知的財産権制度の確立と整備に伴い、国防分野の知的財産権活動も長足の進歩を遂げている。2006から2010年の第十一期五カ年計画期間中、国防分野の三種類権利の出願件数は年平均で30%成長し、2010年の出願件数が2005年以前の20年間の総数に当たる。1985年に最初の国防特許が出願されて以来、国防特許活動では目覚ましい成果を上げている。(特許：実用新案、意匠を含む)

情報化を特徴とするハイテク分野の国防特許はシェアを拡大しつつある。物理と電気学分野の国防特許は2000年に全体の38%を占めたが、この比率は2010年に55%となっている。2009年に自主的な知的財産権を有する先端武器、装備は10年前より15倍も増加した。

国家知的財産権戦略の実施を受け、国防特許の出願件数が急速に増加している一方、関連事件の結審件数も大幅に増加した。2011年の結審件数は前年より52.7%増加し、過去最高を記録した。

国は今後、更なる措置を講じて、審査能力の向上に重点を置き、国防特許の出願件数と質の向上に取り組むことにしている。(国家知識産権網 2012年8月2日)

★★★3. 上半期の企業特許出願ランキング、華為と中興がトップ維持★★★

国内企業の特許出願件数は今年上半期、快速な成長を続けている。華為と中興は去年に引き続き、特許の出願・登録件数でトップを維持した。出願件数の3位から10位はそれぞれ、鴻富錦精工、中国石化、騰訊科技、聯想、光啓創新、海洋王照明、格力電器、上海芯超生物で、登録件数の3位から10位はそれぞれ、鴻富錦精工、中国石化、友達光電、中芯国際、大唐移動、比亞迪、華三通信、中国石油であった。

出願・登録件数のトップ10にランク入りした企業はほとんどが華為、中興などの技術系企業だった。特許の密集する産業分野にあるのが原因の一つと分析されている。この中、昨年の上半期に1498件の特許出願で2位にランクインした華為は今年上半期、特許出願が2034件、登録が1484件で、いずれもトップだった。

中国石化をはじめとする中央企業の特許出願・登録件数は安定的に増加している。中国最大手のエネルギー・化学工業企業である中国石化は世界第二の石油精製企業、世界第四のエチレンメーカーでもある。2011年上半期に中国石化は特許出願が871件、登録が316件だったが、今年上半期に出願が8.38%増の944件、登録が32.59%増の419件となっており、いずれも4位にランクインされている。(国家知識産権網 2012年8月8日)

★★★4. 出願の代理率下降、業界能力の不足が発展を制限するボトルネックに★★★

国家知識産権局の統計によると、2011年に国内の専利（特許、実用新案、意匠を含む）出願の代理率は63%で、前の数年よりやや下降したことがわかった。

「急速に増加している国内の専利出願件数に比べて、弁理士が少なく、代理業界の業務能力が不足している課題が浮上している。」国家知識産権局条法司の責任者がこのように分析している。

ここ数年、国内の専利出願は年平均20%以上の伸び率で増加している。代理率が下降したものの、実際の代理件数が増加しており、弁理士ひとりひとりの業務負担が増えているのが現状だ。2007年に出願件数が69万4000件、代理件数が71.5%の49万6000件だったが、2011年は出願件数が163万3000件で、代理率が63%と下降したが、代理件数が2倍以上の102万8000件となっている。一方、2007から2011年の間に専利代理人（弁理士）資格を取得した者は8825人から1万2291人に増え、増加率は40%に留まった。

業務能力の不足が代理業界、ひいては専利事業全体の発展を制限するボトルネックになっている。国家知識産権局では様々な措置を講じて、人材不足の問題を解決し、代理業界の能力を向上させるよう努めることにしている。

今年上半期までに、国家知識産権局は専利代理機構882社の設立を認可した。全国で1万4677人が弁理士の資格を有し、この中の7697人が就業免許を取得している。（国家知識産権網 2012年8月20日）

★★★5. 「863計画」実施25年間で特許など1万5000件取得★★★

1986年3月に提出され、11月に始まった中国のハイテク研究開発計画（863計画）は今年までに25年以上実施されてきた。25年間で同計画の枠組みの下で実施された研究開発プロジェクトは、多くの世界先進レベル成果を上げ、国内における三種類権利の登録件数が1万5000件を超えている。そのほとんどは特許登録だった。

「863計画」で収めた目覚ましい成果により、中国のハイテク技術研究開発は次の三つの重要な転換を実現した。

▽「追い掛ける」から「先導」への転換。「863」計画で国内の重大技術の研究開発と産業の発展が牽引され、25年前に国際先端技術とは大きな格差があったが、現在は一部分野で先進レベルに達している。

▽「点」から「面」への転換。特定分野に点在した研究項目だったが、2006から2010年の第11期五カ年計画には、10の分野、38のテーマをカバーする8200件以上のプロジェクトとなっている。

▽主体の転換。25年前に大学と研究機構に集中された研究開発活動は現在、およそ半分が企業で進められるようになった。

このほか、「863計画」は国際先端技術の発展動向と国内の需要に基づき、自主的イノベーション能力の向上を目指し、航空宇宙や深海探測などの重要分野のコア技術の取得を目標に掲げている。有人宇宙飛行だけでも20年間で900件以上の特許を取得し、航空宇宙産業全体の発展を促進した。（国家知識産権網 2012年8月23日）

★★★6. 国内権利者による商標の国際登録出願が1万3000件超、世界7位★★★

国内権利者の「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書（マドリッド協定議定書）」に基づく商標の国際登録出願は昨年、2053件に達した。累計1万3297件となり、世界7位、発展途上国の中で1位だった。国家工商行政管理総局の商標局が発表したデータでわかった。

外国権利者がマドリッド協定議定書を通じて中国に提出した商標登録出願は昨年1万6584件で、7年連続世界1位だった。累計16万7025件となっている。

中国が1989年10月4日にマドリッド協定議定書に加盟した。過去20数年に数多くの外国商標が中国で登録された一方、国内権利者も同制度を活用して外国での商標登録を進め、国内ブランドの世界進出を実現している。

今年第1四半期には国内権利者のマドリッド協定議定書に基づく国際出願が427件だった。地域別にみれば、広東省が98件、浙江省が87件、江蘇省が43件で上位3位となっている。第2四半期では国際出願件数が581件となり、地域ランキングの上位3位は依然として広東省の158件、浙江省

の102件、江蘇省の55件で、全体的にみて上昇傾向にあることが伺えた。(国家知識産権網 2012年8月26日)

○ その他知財関連

★★★1. 上海で先端製造業の特許技術プロモーションを開催★★★

上海市知的財産権サービスセンターと国家(上海)専利技術展示取引センター、上海技術取引所が共催する「2012先端製造業特許技術プロモーション」はこのほど、上海市で行われた。主催側と上海市労働組合傘下の従業者技術協会からの責任者、企業や投融資機構、技術仲介機構、知的財産権サービス機構からの代表およそ80名が出席した。

「高速転がり軸受に係る特許技術」など、自主的な知的財産権を有する八つの技術が紹介されたほか、主催者は市場価値が見込める先端製造技術50数件をまとめた冊子をプロモーション会の参加者に配布した。先端製造業の特許技術の運用を促進し、先端製造技術に係る自主的イノベーション能力を向上させる狙いで、今回のプロモーションが開催されたという。(国家知識産権網 2012年8月3日)

★★★2. 今年上半期、自動車輸出に国内ブランドが初めて8割以上を占める★★★

中国自動車工業協会の発表した最新の報告書によると、今年上半期に国際金融情勢の影響を受けて各国の自動車産業が伸び悩んでいたが、中国の自動車輸出は大幅に増加し、特に国内ブランドの輸出が全体の80%以上を占め、前年同期よりおよそ10ポイントの増加となり、今までの最高レベルを記録した。

今年上半期の自動車輸出台数は48万7900台で、去年上半期より28%増加した。この中、奇瑞、長城、吉利などの国内メーカーによる輸出台数が全体の80%以上を占めた。また、6月末までに、商務部の認可を受けて国内ブランドの自動車メーカーが国外で設立した企業、研究開発機構は37社となった。

自主的ブランドが輸出の主力となっている背景に、企業自身の知的財産権能力の向上があった。国内企業の特許登録件数ランキングに比亞迪社が連続2年でトップ10入りし、長安自動車は米国で研究開発センターを設立し、企業の研究開発の効率とレベルの大幅向上につながった。

同報告書によると、今年に中国の自動車輸出台数が28%の伸び幅を維持し、100万台の大台に乗るとともに、輸出総額が同59.37%増の174億7200万米ドルに達する見込み。通年でみて、国内ブランドのシェアは80%以上を維持すると予測されている。(国家知識産権網 2012年8月26日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO北京事務所知的財産権部

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved